

## 医療情報取得加算に関する掲示

当院では、医療情報取得加算体制について、以下の整備を行っています。

- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 当院医師は、受診歴、薬剤情報、特定検診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診察を行います。

令和6年12月1日より、国が定めた診療報酬算定要件に従い、以下のとおり診療報酬点数を算定します。

### 〈 医療情報取得加算 〉

初診時 1点（月に1回）  
再診時 1点（3か月に1回）

医療法人青雲会 倉田病院